

学校いじめ防止基本方針



【「愛情の森」 池上丁一 作】



大木町立大木中学校

1. 大木中学校いじめ防止等基本方針

(1) 基本方針策定の意義と内容

いじめは生徒の成長の場である学校を一変させ、個人の人権を否定し、生徒の心身の健やかな成長に重大な悪影響を与える決して許されない行為である。

平成25年9月28日、国から施行された「いじめ防止対策推進法」や平成29年3月、国のいじめ防止基本方針改定を受け、「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうる」という基本認識に立ち、「本校のすべての生徒が、安心・安全に、楽しい学校生活を送り、いじめをしない・させない・許さない集団」を構築し、「いじめゼロ」から「いじめ見逃しゼロ」を実現するために、「大木中学校いじめ防止等基本方針」を策定する。

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

■第11条■（いじめ防止基本方針）

文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的推進するための基本方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

■第13条■（学校いじめ防止基本方針）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

■第22条■（学校におけるいじめ防止等の対策のための組織）

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめの定義)

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

（「いじめ防止対策推進法」より）

2 いじめ防止についての基本的な方針

(1) いじめ防止についての基本的な考え

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応しなければならない。

「いじめはいつでもどこでも起こり得ると同時に、被害者にも加害者にもなり得る。」ことを常に認識して日々の教育活動を行う。また、一人一人の生徒の心と体を大切に、安心して学校生

活を送ることができる環境を整え、いじめ未然防止の取組を推進していくことが最も重要である
と考える。

そのために、生徒一人一人が自分が大切にされているという実感をもつとともに、お互いに認
め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚を身に付けることができる学校づくりを進
めていきたい。そうした中で、お互いの人権が尊重され、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、
仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを目指す。

(2) いじめ防止の目標

いじめ防止のための目標を、次のように定める。

- ・ いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ・ 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動（参加・協力・体験を位置
付けた授業等）を推進する。
- ・ 様々な手だてを講じることで、いじめの事前防止、早期発見に努める。
- ・ いじめの早期解決のために、当該生徒の安全を確保するとともに、学校内だけでなく各
種団体や専門家と協力して解決にあたる。

(3) いじめ防止等の取組の方針

- ・ いじめの防止等の取組を計画的かつ迅速に行い、取組の年間計画を作成する。
- ・ 定期的なアンケートや生徒理解のための情報交換会の実施を行う。
- ・ お互いを尊重し合える人間関係を育てる。
- ・ 教室環境や学校環境及び言語環境を整える。
- ・ 「学校評価アンケート」を活用して生徒、家庭や地域の実態を把握し、PDCAサイクル
により、取組の見直しを定期的、継続的に行う。また、いじめ防止に関する啓発資料の配付
や親子講演会、学年・学級懇談会での講演などを行う。
- ・ 校内研修等において学校基本方針に対する職員の共通理解を図るとともに、いじめに対す
る意識啓発と、いじめ防止等の取組に関する資質能力の向上を図る。

3 いじめ防止等の対策のための組織の設置及び取組

(1) いじめ防止等の対策のための組織

① 設置の目的

いじめ防止対策推進法第22条を受け、本校にはいじめの防止等に関する措置を実効的に行
うための組織として、「(校内) いじめ対策委員会」を設置する。

② 構成員

校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・専任補導・各学年生徒指導担当・スクールカウ
ンセラー・大木町学校問題研究相談員で構成する。

③ 役割内容

ア 学校基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての
役割

イ いじめの相談・通報の窓口としての役割

ウ いじめに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

エ いじめに係る情報があった時には速やかに会議を開いて、情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

(2) 地域・保護者との連携

① 保護者への意識啓発（法における保護者の責務等 第9条）

ア PTA総会等において、いじめの防止等に関する保護者の責務、学校基本方針と具体的な取組等について伝えるとともに、いじめに関する意識啓発を行う。

イ 保護者向けのいじめ防止等に関する講演会（親子講演会など）を実施する。

ウ 学校評価の活用と学校関係者評価委員会での報告と意見の収集を行う。

② 学校基本方針の周知及び情報発信

・ 学校だより、学年だより、安心安全メールやホームページなどを活用する。

③ 地域の活動によるいじめの未然防止

・ 民生児童委員、保護司等からいじめに係る取組について協力（助言、活動への参加）を得ながら、より実効性のある取組を推進する。

(3) 関係機関等との連携

① 町教育委員会、町子ども未来課、児童相談所、警察や民生児童委員等との連携と年2回の教育相談ネットワーク会議の設定

② 中学校区幼保小中の連携の強化

ア 小中連絡会や学校行事への小学校の参加や体験入学を行う。

イ 幼稚園や保育園への職場体験学習や保育体験学習を実施する。

ウ 大木町教育相談ネットワーク会議の設定を行う。

4 いじめ防止等のための具体的な取組

(1) いじめの未然防止のための取組

① 道徳教育、並びに人権教育、同和教育の充実

ア 学校行事や体験活動と道徳の時間を関連付けるなど指導の充実を図り、自己肯定感や自尊感情を育む道徳教育を推進する。

イ 特設人権学習の取組、「かがやき」や「あおぞら」を活用した授業などを行い、全校体制で人権・同和教育の充実を図る。

ウ 人権・同和教育に関する職員研修を実施し、職員の指導力の向上を図る。

② 生徒の社会性の育成

・ 特別活動（学級活動、生徒会活動、学校行事）や部活動を通して、互いを認め合う集団づくりを進め、自己の役割や責任を果たそうとする意識、よりよい人間関係を築こうとする態度を育てる。

③ 生徒のいじめ防止等に関わる活動の充実

- ア 生徒会活動が生徒により自主的に進められるように、生徒会や各行事等のリーダーの支援とフロアーの指導を行う。
- イ 人権や同和問題に係る学習とその事前事後の学級活動や道徳の時間との関連を図り、学習活動の実効性を高める。
- ウ 生徒会、並びに学校行事等の活動を通して、生徒が規律ある生活送るとともに、望ましい人間関係を築けるように支援する。

④ 弁論大会の取組

- ・ 弁論のテーマとして、青少年としての考え方や進むべき道を内容としたもの、身近(学校・家庭・地域など)で起こっている差別や人権問題(いじめ・「障害」者問題・性差別など)をテーマにした内容や最大の人権差別である戦争、地球的な環境問題、外国人の人権問題など(人権作文)について自分の考えを弁論として書き、その内容を学級や全校生徒の前で発表したり、他の弁論を聞いたりすることで、テーマに関する自分の考えを広げたり、深めたりする。

⑤ 中1ギャップ解消の取組の推進

- ア 中学校への体験入学、学校説明会や学校行事の公開など、小学生が中学校の様子を知ったり、中学生と交流したりする機会を設定する。
- イ 町内の小学校職員との情報交換等を密に行うなど、小学校や児童の実態の把握に努める。

⑥ いじめ防止の重要性についての啓発

- ア 人権あるいは同和問題啓発強調月間など計画的に生徒、保護者への啓発活動を実施する。
- イ P T A総会や学年・学級懇談会などにおいて、学校基本方針や具体的な取組について説明する。また、学校基本方針をホームページで公開する。

⑦ インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ア 技術科等の教科の授業において、情報モラルに関する指導を計画的に行うとともに、専門家などから具体的な事案を通して学ぶ場を設定し、理解を深める。
- イ P T Aが主体となり、新家庭尾教育宣言の中で取り組み、「ネット使用に関する家庭でのルールづくり」等の取組を進め、生徒や保護者への啓発を行う。
- ウ P T A総会、学校説明会等の機会に、保護者へのネットトラブル等の現状や防止について説明し、協力を依頼する。

⑧ 校内研修会の充実と各種研修会への積極的な参加

- ア 校内でいじめや生徒理解に関する研修会を行い、外部指導者やスクールカウンセラーからの専門的な指導を仰ぎ、力量を高める。
- イ 専門研修受講者からの研修内容の報告会の実施を行い、理解を深める。
- ウ 人権・同和教育に係る研修会へ全職員一回の参加を行う。

(2) いじめの早期発見のための取組

- いじめを早期に発見するために、日常の生徒観察とともに、定期的な調査や相談などを行う。
- ・ 定期的に生活やいじめに関するアンケート(記名と無記名)を行う。結果を集約し、アン

ケートから得られた情報は全職員が共有できるようにするとともに、気になる情報に関しては即時に教育相談をするなど対応する。

- ・ 各学期に教育相談日を設定し、全生徒が学級担任と教育相談ができるようにする。
- ・ アンケートや相談等で得た情報を集約し、組織で現状や問題を分析できるようにいじめ対策委員会や生徒指導委員会で検討出来るよう体制を整える。
- ・ スクールカウンセラー、並びに外部相談機関に関する情報を、生徒、保護者に提供するとともに、これら機関等と連携した対応ができるように体制を整える。

(3) いじめを認知した時の対応

いじめの情報を得た職員は、直ちに生徒指導部に報告する。報告を受け、いじめ対策委員会で検討し、委員会の方針によって対応する。

① いじめの事実確認

【いじめ、もしくはトラブルの事実が明確な場合】

- ア いじめの事実が認められる場合は、直ちに生徒指導部を中心に分担を決め、関係生徒への事情聴取を行う。
- イ 聴取の結果をもとに、いじめ対策委員会並びに関係職員で事実を確認する。
- ウ 事実に基づいて、いじめを受けた生徒、いじめた生徒、及びそれぞれの保護者への対応を決定する。

【本人、もしくは周囲の生徒や保護者からいじめに関する訴えがあった場合】

- ア いじめを受けた生徒の気持ちを尊重しながら、聞き取りを行い、事実確認を行う。
- イ 必要に応じてアンケート調査を実施するなど、いじめを受けた生徒への配慮を十分に行いながら事実確認を進める。

② いじめを受けた生徒、及びその保護者への支援

いじめを受けた生徒、及びその保護者の気持ちを大切にし、その立場に立って適切な対応を進める。

- ア いじめを受けた生徒、及び保護者へ事実関係や調査結果を説明する。
- イ いじめを受けた生徒、及び保護者の意向を踏まえて、いじめに対する対処や今後の方針等について決定する。
- ウ いじめを受けた生徒、及び保護者に今後の対応について説明する。
- エ いじめを行った生徒への指導などについて説明し理解を得る。その後も継続して観察していくが、特に必要な配慮や措置があれば、その対応をとる。

③ いじめを行った生徒に対する指導

「いじめは許さない」という毅然とした態度で指導をするが、いじめを行った生徒の心情を聞き取り、きめ細かな指導をすることにより、形式的な謝罪等で終わることがないようにする。

- ア いじめを行った生徒からやったことについて事実をしっかりと聞き取る。
- イ 関係者や周囲の生徒からも聞き取り、場合によってはアンケート調査結果などをもとに、事実を可能な限り把握する。

ウ いじめを行った生徒の保護者に事実について報告する。また、生徒への指導や今後の対応について説明し理解を得る。

オ いじめの内容や状況によっては、いじめを行った生徒への懲戒、出席停止などを検討する。その場合、いじめを行った生徒、及び保護者に対してていねいに説明する。

④ いじめが起きた集団へのはたらきかけ

ア いじめをはやしたてるなど同調した行為は、いじめに加担する行為であることを理解させ、いじめを見ていた生徒に対しても自分の問題として捉えさせる。

イ 加害者生徒による被害者生徒に対する謝罪のみでいじめを解決させず、双方の当事者や周りの者全員の関係が修復され、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことを目標に指導をする。

ウ すべての生徒が、集団の一員として、互いに尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

④ 関連機関との連携

ア 認知したいじめについては、必ず教育委員会に報告する。

イ 内容によっては、教育委員会の指導のもと、所轄の警察署との連携も考えられる。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。 ～文科省「いじめの定義」より～

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

（1）重大事態の定義

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

1 いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

2 いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※「いじめにより」とは、上記1、2に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることをいう。

※「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

※「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

(2) 事態発生と調査

- ・ 重大事態が発生した場合は、その事態に対処し、当該事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに「いじめ対策委員会」を設定し、アンケートの使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・ 重大事態が発生した場合は、福岡県教育委員会を通じて福岡県知事へ事態の発生について報告する。

(3) 調査結果の提供及び報告

- ・ 調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。
- ・ 調査結果については、大木町教育委員会を通じて福岡県教育委員会に報告する。

6 学校の取組に対する検証・見直し

いじめ防止等の取組は、人間関係づくりやコミュニケーション能力などの社会性の育成、規範意識や自己有用感を高めるなど学校の教育活動全体を通じた取組と、早期発見、即時対応などからなる。学校の取組に対する検証や見直しを下記の2点から行い、取組の改善を図る。

(1) 学校評価による検証と見直し

本校の重点目標や生徒の実態等に応じて、具体的な取組や成果目標、評価項目を設定し、学校組織マネジメントの手法を用いて、取組の有効性を検証する。

いじめに関する調査や保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ対策委員会もしくは生徒指導委員会でいじめに関する取組の検証を行う。さらに外部の関係機関とも連携し、指導・助言を仰ぎ、取組の改善を図るとともに事後の防止策について検討する。

(2) 啓発活動による検証と見直し

学校評価を通じて、学校のいじめ防止等の取組について保護者に説明し、理解を深めるとともに、いじめ防止等に係る意識の高揚を図る。

平成29年4月3日策定
平成30年4月2日一部改定